

南知多町新型インフルエンザ等対策行動計画について (概要)

- ・ 政府行動計画及び愛知県行動計画に基づき、本町が実施する新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び各発生段階における対策を定める。
- ・ 国、県、医療機関、ライフライン事業者等の関係機関と連携・協力し総合的に対策を推進する。

第1 始めに

取組の経緯

- 平成21年6月南知多町新型インフルエンザ対策行動計画作成
- 平成24年5月新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)制定、平成25年4月施行
- 特措法に基づく初の行動計画

対象とする感染症

- 新型インフルエンザ等感染症
- 新感染症(感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの)

町行動計画の位置づけ

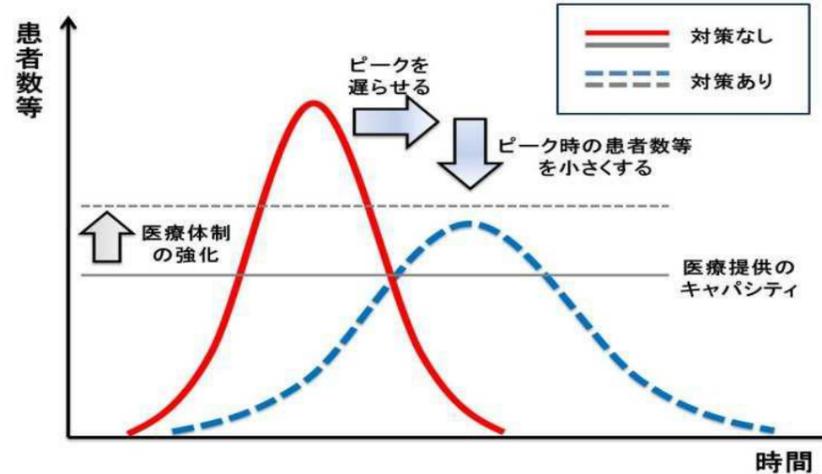
- 特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき町行動計画作成
今後、科学的知見を取り入れ見直しが行われる政府行動計画、県行動計画を踏まえ、適時適切に変更を行う。

第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等を少なくして医療体制への負担を軽減、医療体制を強化し、医療提供のキャパシティを超えないようにして、適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策の効果 概念図



対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

本町の流行規模・被害想定

- 発病率 全人口の25%
- 医療機関受診患者数 約2,000人~3,800人
- 死亡者数 約25人~100人
- 従業員の欠勤 最大40%程度(ピーク時の2週間)

行動計画の主要6項目

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 住民生活及び地域経済の安定の確保

発生段階における対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期	小康期
			県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	
対策の方	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えての体制整備 発生に備えた情報収集と提供 	<ul style="list-style-type: none"> 町内発生に備えての体制整備 住民生活及び地域経済の安定のための準備 	<ul style="list-style-type: none"> 町内発生に備えての体制整備 国の基本的対処方針に基づく対応 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の主眼を感染拡大防止から被害軽減に変更 必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 町行動計画の策定 国、県との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策連絡会議の設置(任意設置) 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部の設置(緊急事態宣言がされた場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部の廃止
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等を通じた情報収集 情報提供及び媒体、機関の整備 相談窓口の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等を通じた情報収集 町ホームページ等で情報提供 学校、保育施設等への情報提供 相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等を通じた情報収集 町ホームページ等で情報提供 相談窓口の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等を通じた情報収集 町ホームページ等で情報提供 相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等を通じた情報収集 町ホームページ等で情報提供 相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等を通じた情報収集 町ホームページ等で情報提供 相談窓口の縮小・閉鎖
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人等における対策の普及(マスク着用、咳エチケット等) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人等における対策の普及(マスク着用、咳エチケット等) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童、生徒等に対する予防措置の周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 学校、保育所等の公共施設の使用制限(臨時休業) 感染の疑いのある者等の外出の自粛要請、健康管理の実施及び発症時の対応を指導 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、対策等の普及(マスク着用、咳エチケット、人ごみを避ける等) 外出の自粛要請に関する周知 学校、保育所等の公共施設の使用制限(臨時休業) 	<ul style="list-style-type: none"> 県等と連携して、措置を縮小・終了
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種、住民接種の実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針を踏まえた特定接種の実施 住民接種体制の構築、準備 	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針を踏まえた特定接種の実施 住民接種の開始(ホームページ等により周知) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き国の方針を踏まえた特定接種の実施 住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 流行の第二波に備えた住民接種の勧奨
医療	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療体制の整備 医師会、歯科医師会、薬剤師会に情報提供と今後の対応について協議 	<ul style="list-style-type: none"> 国等から提供される情報を医療機関等に迅速、確実に提供 感染症廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止法について、関係団体等に確認 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等への情報提供 医師会等と連携し、医療体制や患者搬送について調整 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等への積極的な情報提供 医師会等と連携し、医療体制や患者搬送についての体制確保 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等への積極的な情報提供 在宅療養患者への支援 緊急事態宣言がされている場合、状況により臨時医療施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 通常医療体制への移行
地域経済の安定	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障がい者等の要配慮者の把握及び発生時の生活支援等の検討 物資、医薬品等の備蓄、整備 	<ul style="list-style-type: none"> 介護事業者に対し、事業維持を要請 水の安定供給のため、体制確認 	<ul style="list-style-type: none"> ★水の安定供給のため、必要な措置を講ずる ★生活関連物資等の安定確保 相談窓口の充実、強化 	<ul style="list-style-type: none"> ★水の安定供給のため、必要な措置を講ずる ★生活関連物資等の安定確保 相談窓口の充実、強化 	<ul style="list-style-type: none"> ★水の安定供給のため、必要な措置を講ずる ★生活関連物資等の安定確保 相談窓口の充実、強化 ★要配慮者への生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、要配慮者の支援の継続 県等と連携して、緊急事態措置を縮小、中止

※段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。 ★: 緊急事態宣言がされている場合の措置